

足柄上衛生組合同規約の変更に係る協議について

足柄上衛生組合同規約を変更することについて、地方自治法第 286 条第 1 項の規定により別紙のとおり関係市町と協議する。よって、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 月 15 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

足柄上衛生組合同規約で定める共同処理する事務に、ごみ処理施設（現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く。）の設置及び管理に関することを加えることについて、同規約を変更する必要性が生じたため関係市町との協議をしたいので、本案を提案いたします。

協 議 書 (案)

足柄上衛生組合規約を別紙のとおり変更する。

令和 年 月 日

南足柄市長 加 藤 修 平

中井町長 戸 村 裕 司

大井町長 小 田 眞 一

松田町長 本 山 博 幸

山北町長 湯 川 裕 司

開成町長 山 神 裕

(別紙添付)

- (1) 足柄上衛生組合規約の一部を改正する規約 (案)
- (2) 足柄上衛生組合規約新旧対照表
- (3) 足柄上衛生組合規約 (現行)

足柄上衛生組合同規約の一部を改正する規約（案）

足柄上衛生組合同規約（昭和 39 年神奈川県指令 39 地第 754 号許可）の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- （2） ごみ処理施設（現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く。）の設置及び管理に関すること。

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

足柄上衛生組合規約新旧対照表

改正後	改正前
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。</p> <p><u>(2) ごみ処理施設(現に南足柄市並びに足柄東部清掃組合及び足柄西部清掃組合がそれぞれ設置する施設を除く。)</u>の設置及び管理に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 休日急患診療所の設置及び管理に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 医療機関等の相互の連携の推進に関すること。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(2)</u> 休日急患診療所の設置及び管理に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 医療機関等の相互の連携の推進に関すること。</p>

足柄上衛生組合規約（現行）

〔 昭和 39 年 9 月 17 日
 県指令 39 地第 754 号許可 〕

改正 昭和 41 年 11 月 29 日県指令 41 地第 1019 号許可
 昭和 47 年 4 月 12 日県指令地第 53 号許可
 昭和 47 年 6 月 19 日県指令地第 201 号許可
 昭和 52 年 4 月 28 日県指令市町第 35 号許可
 昭和 57 年 6 月 26 日県指令市町第 200 号許可
 平成 7 年 4 月 17 日県指令第 15 号許可
 平成 19 年 2 月 2 日県指令市町第 7 号許可
 平成 22 年 1 月 21 日県指令市町第 5 号許可
 令和 3 年 2 月 1 日県指令市町第 1575 号許可

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、足柄上衛生組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町及び開成町をもつて組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次の事務を共同処理する。

- (1) し尿処理施設の設置及び管理に関すること。
- (2) 休日急患診療所の設置及び管理に関すること。
- (3) 医療機関等の相互の連携の推進に関すること。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、神奈川県南足柄市班目 1547 番地に置く。

（組合の議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、12人とする。

2 組合議員は、組合を組織する各市町（以下「各市町」という。）の議会において互選した者2人とする。

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、各市町の議会議員の任期による。

2 組合議員が各市町の議会議員でなくなつたときは、その職を失う。

3 組合議員が欠けた場合は、その市又は町の議会において直ちに補欠の組合議員を互選しなければならない。

（組合の執行機関の組織及び選任の方法）

第7条 組合に、組合長1人、副組合長5人及び会計管理者1人を置く。

2 組合長及び副組合長は、組合を構成する市町の長が互選する。

3 会計管理者は、組合長の属する市又は町の会計管理者をもつて充てる。

（組合長及び副組合長の任期）

第8条 組合長及び副組合長の任期は、それぞれ当該市町の長の任期による。

（職員）

第9条 第7条に規定するもののほか、組合に必要な職員を置く。

2 前項の職員は、組合長が任免する。

（監査委員）

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから各1人を選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては、組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては、4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

（組合の経費の支弁方法）

第11条 組合の経費は、組合の事業から生ずる収入その他の収入をもつてこれに充て、なお不足するときは、人口割、利用実績割及び均等割等の全部又は一部を基準として定める割合により、各市町が負担する。

2 次に掲げる経費については、前項の規定にかかわらず別に定める割合によること

ができる。ただし、これらの経費に含まれる地方債の元利償還金についてはこの限りでない。

- (1) 施設の建設(増設を含む)及び大規模の修理(以下次号において「施設の建設等」という。)に要する経費
 - (2) 施設の建設等のため直接必要とする用地取得搬入道路その他の工作物の建設に要する経費
- 3 前2項の負担の割合及びその割合は、組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日(昭和39年9月17日)から施行する。

附 則(昭和41年11月29日県指令41地第1019号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日(昭和41年11月29日)から施行する。

附 則(昭和47年4月18日県指令地第53号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日(昭和47年4月18日)から施行する。

附 則(昭和47年6月19日県指令地第201号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日(昭和47年6月19日)から施行する。

附 則(昭和52年4月28日県指令市町第35号許可)

この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日から施行する。

附 則(昭和57年6月26日県指令市町第200号許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成7年4月17日県指令第15号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、神奈川県知事の許可のあつた日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規約の施行の際、現に在職する監査委員は、改正後の足柄上衛生組合同規約第10条第2項の規定により選任された監査委員とみなす。
- 3 前項の規定により、識見を有する者のうちから選任された監査委員とみなされた者の任期は、平成7年5月19日までとする。

附 則(平成19年2月2日県指令市町第7号許可)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行の際、現に地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 3 条第 1 項の規定により在職する収入役（以下「在職する収入役」という。）又はこの規約の施行日後、第 7 条第 2 項の規定により組合長が互選された際、現に当該組合長の属する組合市町に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。
- 3 前項の場合においては、この規約による改正後の規約第 7 条及び第 8 条の規定は適用せず、この規約による改正前の規約第 7 条及び第 8 条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成 22 年 1 月 21 日県指令市町第 5 号許可）

この規約は、令和 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 1 日県指令市町第 1575 号許可）

この規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。